

民間賃貸住宅等への入居支援のご案内

京都府居住支援協議会では、住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、障害者、低額所得者、被災者などの住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため次のような制度があります。

①高齢者等入居サポーター

民間賃貸住宅の貸主や民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等に対し、各種制度の情報提供や助言を行う宅地建物取引業等の従業者をサポーターとして登録しています。

☎連絡先はこちら <https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/kyjyusienkyougikai.html>
（「高齢者等入居サポーター名簿」をご覧ください）



②住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証、賃貸住宅への入居等に関する情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援を行う法人を指定しています。

☎連絡先はこちら <https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/safetynet/legal.html>
（「居住支援法人をお探しの方へ」>「居住支援法人のご紹介」をご覧ください。）



高齢者等入居サポーターや居住支援法人の名簿を御希望の方や、制度の詳細についてお知りになりたい方は京都府建設交通部住宅課（075-414-5358）にお問い合わせください。